

● 小林市を**元気と笑顔**にする活動を応援します！！

令和3年度

「元気なまちづくり支援補助金」の募集について

市では、元気な小林づくりを支援し、協働によるまちづくりを進めるため、住民が主体となって行う施設等整備に対して補助金を交付します。

個性的で独創的な企画提案をどしどしお寄せください！！

補助対象となる事業

○住民等が行うまちづくりを目的とした事業で次のいずれかにあてはまる事業です。

1. 地域資源を活用したまちづくりの拠点となる施設整備に関する事業（ハード事業）
2. にぎわい創出のための施設整備に関する事業（ハード事業）
3. 安心安全なまちづくりに関する事業（ハード事業）

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに完了する事業が対象となります。

※ 補助の対象とならない事業もありますので、詳しくはお問合せください。

（例；営利を目的としている事業、市から他の制度による補助を受けている事業など）

補助区分・内容

番号	区分	趣旨	金額の上限	交付回数
1	地域資源を活用したまちづくり補助金	一般財団法人民間都市開発推進機構からの拠出金（以下「拠出金」という。）を財源として、 <u>地域資源を活用した交流人口の増加や、雇用創出を目的とした活動の拠点となる施設を整備する事業への支援</u>	・ 補助対象経費の90%以内 ・ 限度額 500万円 （地域課題解決の効果が期待でき、かつ、地域の特色を活かした取組として市内の他地域への波及が期待できる事業の場合は1千万円）	1 団体につき、 地域資源を活用したまちづくり補助金又はにぎわい創出まちづくり補助金のいずれか 1 回限り
2	にぎわい創出まちづくり補助金	拠出金を財源として、 <u>地域内外の交流を目的とする活動の拠点となる施設及び設備を整備する事業に対する支援</u>	・ 補助対象経費の90%以内 ・ 限度額 500万円 （地域課題解決の効果が期待でき、かつ、地域の特色を活かした取組として市内の他地域への波及が期待できる事業の場合は1千万円）	1 団体につき、 地域資源を活用したまちづくり補助金又はにぎわい創出まちづくり補助金のいずれか 1 回限り

3	安心安全なまちづくり補助金	拠出金を財源として、地域住民による防犯まちづくり活動の拠点となる施設及び設備を整備する事業に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費の90%以内 限度額 100 万円 (地域課題解決の効果が期待でき、かつ、モデル的な取組として市内の他地域への波及が期待できる事業の場合は 200 万円) 	1 団体につき 1 回限り
---	---------------	---	--	------------------

※ 1 同じ年度内に 2 回以上補助を受けることはできません。

補助対象となる団体

1. ボランティア団体、市民活動団体、NPO 法人など公益的な活動をしている団体
2. 主な活動場所または運営拠点が市内である団体
3. 10 人以上で構成されている団体
4. 市民に開かれた団体
5. 会則などを持ち、自主的で継続的な活動ができる団体

補助対象となる経費

次の経費のうち、事業の実施に必要なものが対象になります。(※)

- ★ 工事請負費 ★ 委託料 ★ 原材料費
- ★ その他、市長が必要と認める経費

※ 補助の対象とならない経費もありますので、詳しくはお問合せください。

(例：備品購入費、土地建物の購入費など)

補助金の申請

補助金の申請に必要な書類は、次の場所で配布しています。また、市のホームページからでもダウンロードできます。

- ★市役所企画政策課 ★市民活動支援センター

申請期間 ハード事業：令和3年4月1日（木）～ 5月31日（月）

(※郵送、直接持参のいずれか)

補助金を交付する団体は選考委員会で決定するため、申請された団体には「公開選考委員会」で説明（プレゼンテーション）をお願いします。

発表方法は自由です。みなさんのまちづくりへの「熱意」をお伝えください！！

また、年度末には市が主催する活動報告会で活動状況や成果等を発表いただきます。

事業相談

募集期間中は市役所（企画政策課 23-0456）でいつでも相談を受け付けています。 お気軽にご相談ください。

